

広島広域公園管理業務仕様書

令和3年7月

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

<目次>

1	管理運営に関する基本的事項	1
2	公園区域及び施設概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
(1)	広島広域公園の管理運営業務	1
(2)	広島広域公園の維持管理業務	4
(3)	備品管理	5
(4)	収納事務	6
(5)	暴力団排除の推進	6
4	Jリーグサンフレッチェ広島の本拠地移転後の対応	6
5	管理の基準	6
6	リスク分担	7
7	指定管理者の自主事業	7
8	職員配置、研修等	7
9	管理運営に関連して指定管理者が行う業務	8
10	モニタリング及び業務実施状況評価	9
11	更新制について（指定期間の延長について）	9
12	協定の締結	9
13	その他	9
別図1		11
別表1		12
別表2		13
別表3		14
別表4		17
別表5		18
別表6		36
別紙1		37

広島広域公園管理業務仕様書

本仕様書は、広島市が広島広域公園の指定管理者に同施設の管理運営を行わせるに当たり、指定管理者に要求する管理運営に係る業務内容及び水準等を示すものである。

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島広域公園を管理運営するに当たって、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）並びに広島市公園条例（昭和 27 年広島市条例第 22 号）及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 広島広域公園に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 広島市みどりの基本計画（2021-2030）を踏まえて業務を実施すること。
- (6) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (7) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (8) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (9) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制するなど、環境に配慮した管理を行うこと。
- (10) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 公園区域及び施設概要

- (1) 公園区域 「広島広域公園区域図」（別図 1：11 ページ）のとおり
- (2) 施設概要 「広島広域公園施設概要」（別表 1：12 ページ）のとおり

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 広島広域公園の管理運営業務

ア 有料公園施設の利用許可

- (ア) 利用の受付及び許可

利用者から、口頭、電話等による問合せを受け付け、利用を調整したうえで、申請書の提出を受け、利用を許可すること。

- (イ) 利用の不許可、許可の取消し及び入園拒否等

- a 有料公園施設等の利用の不許可に関する事。
- b 有料公園施設等の利用の許可の全部もしくは一部の取消し、利用方法の制限又は利用の停止に関する事。
- c 入園の拒否又は退去に関する事。

イ 利用調整

(ア) 年間利用調整

広島市、競技団体、地元団体等が予定する行事や大会等について、開催前年度に予め公益財団法人広島市スポーツ協会が行う専用利用調整に従う事。

なお、その後の年間利用調整に関しては公益財団法人広島市スポーツ協会が作成する「広島広域公園管理運営マニュアル」に準じて調整する事。

また、令和4年3月31日以前において、現行指定管理者が受け付けた予約及び年間利用調整により許可した大会は引き継ぐ事。

(イ) 受付・案内及び苦情対応

利用者から、口頭、電話等による問合せを受け付け、施設について案内する業務及び苦情の対応を行う事。

(ロ) 利用指導

- a 施設、設備等の利用の指導を行う事。
- b 施設の利用計画の作成並びに円滑な大会運営のための指導及び助言を行う事。

(ハ) 利用許可承認台帳の整理

利用の許可に係る内容を台帳に記載する事。

ウ 利用料金の收受等

(ア) 利用料金制の採用

広島広域公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」を採用する。

(イ) 利用料金の額

利用料金の額は、広島市公園条例別表第3に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

なお、利用料金は前納とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(ロ) 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市公園条例第9条の2第5項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けただうえで、利用料金を減免又は返還する。なお別表2（13ページ）「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、減免の基準に必ず盛り込む事。

(ハ) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する会計年度に属するものとする。

このため、指定期間の最終会計年度において、次会計年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

(ニ) 市への納付額

指定期間における有料公園施設のスポーツ以外の利用（利用者が入場者から入場料その他これに類する金銭を徴収する場合に限る。）に係る利用料金収入の合計額が、申請者が指定管理料算定の際に定めた当該収入見込みの合計額を上回った場合は、上回った額の50%を市に納付する事。

なお、納付は指定期間の最終年度（令和8年度）に行うが、具体的な手続きについては、指定管理者と広島市が締結する施設管理に関する協定において定める。

エ 利用促進

(7) 宣伝広報

利用の促進を図るためパンフレット作成、配布及びホームページの作成等の宣伝広報を行うこと。

(イ) 利用実態基礎データの収集

利用実態を分析するため基礎データを収集するとともに利用者に対するアンケート調査を実施すること。

(ウ) 数値目標（基準値）の設定及び利用促進策の実施

広島市が設定している以下の数値目標（基準値）を達成するための利用促進策を提案し、実施すること。また、令和4年度以降の数値目標（基準値）は、新型コロナウイルス感染症の影響が無いものと見込み設定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると認められるときは、令和3年度の利用実績等を踏まえ再設定する場合がある。

（広島市の数値目標（基準値））

有料公園施設	数値目標（基準値）（各施設の利用率※）				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
陸上競技場	58.6%	58.6%	58.6%	58.6%	58.6%
第一球技場	92.2%	92.2%	92.2%	92.2%	92.2%
第二球技場	77.4%	77.4%	77.4%	77.4%	77.4%
テニスコート	71.5%	71.5%	71.5%	71.5%	71.5%

※利用率 陸上競技場、第一球技場及び第二球技場：供用時間の区分（午前・午後・夜間）の年間の合計数に対する利用があった区分の合計数の割合

テニスコート：供用時間の年間の合計数に対する利用があった時間数の割合

オ 災害時の対応

(7) 災害発生時等における対応

a 気象台から警報・注意報等が発令された場合には、事前に備品等の固定・収納などの必要な措置を行い、台風などの災害に備えること。また、天候等の回復後は園内を巡視し、被害の有無を確認し、速やかに広島市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切な措置をとること。

b 広島市から本施設を避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。

(a) 施設を開錠し、避難スペースを指定して避難者を受け入れること。

(b) 避難者が長時間滞在する場合は、避難所の運営に協力すること。

(c) 広島市と協議のうえ、利用等を中止するとともに、利用申請者等に対して連絡を行うこと。

(イ) 緊急時及び事故発生時等の対応

夜間などの緊急時には、指定管理者は応急措置を行う必要があるため、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。また、公園内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、広島市に対しても速やかに報告すること。

(2) 広島広域公園の維持管理業務

ア 施設管理

(7) 共通事項

- a 施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- b 施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を充たすこと。
- c 設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。
- d 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれ管理を行うこと。
- e 公園施設の維持管理業務は、広島市（都市整備局緑化推進部）制定（平成23年1月制定、令和3年1月改定）の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施すること。（都市整備局緑化推進部若しくは各区維持管理課で閲覧、又は広島市ホームページでダウンロードが可能である。）

(イ) 保守管理

内訳は別表3（14ページ）のとおり

(ウ) 維持管理

内訳は別表4（17ページ）のとおり

(エ) 清掃

内訳は別表5-1、5-2、5-3及び5-4（18～35ページ）のとおり

(オ) 施設修繕

a 応急の修繕

- (a) 施設・設備等は破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。
- (b) 修繕の実施にあたっては、費用が一件あたり100万円未満の修繕については指定管理者が、一件あたり100万円以上の修繕については広島市が、それぞれ負担する。

b 計画的な修繕

- (a) 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、広島市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額及び優先順位等を整理し、広島市に報告すること。
- (b) 広島市は、前記(a)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、広島市及び指定管理者は、「5 リスク分担」による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。
- (c) 災害に伴う修繕の費用負担
台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、広島市の費用負担とする。
なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ広島市と協議すること。

(d) 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出とあわせて広島市に提出すること。

イ 植物管理

公園内の植栽樹木及び芝生等の剪定や除草などの維持管理作業にあたっては、広島市都市整備局緑化推進部制定（平成19年3月制定、平成29年2月改訂）の「道路・公園緑化ガイドライン」を参考に、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。（閲覧又は広島市のホームページでダウンロードが可能である。）

また、植栽樹木及び芝生等を良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は、良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(7) 除草

施行場所	数量 (㎡)	回数
広場法面：機械除草（肩掛式）	32,494	年2回以上
〃	9,701	年1回以上
広場法面：機械除草（ハトガイト）	32,494	年2回以上
〃	9,701	年1回以上
平地：機械除草（芝生広場：ハトガイト）	22,017	年3回以上
〃（芝生広場：小型乗用）	9,670	年3回以上
平地：植栽地（クルメツツジ）	3,561	年3回以上
平地：植栽地（その他）	47,502	年2回以上

(イ) 樹木剪定

区分	数量	回数
低木寄植（ヒラドツツジほか）	20,383 ㎡	年1回以上
〃（シャリンバイほか）	12,113 ㎡	年2回以上
ササ類（オカメザサほか）	2,586 ㎡	年1回以上
地被類（ヘデラその他）	150 ㎡	年1回以上
中木（カイズカ）	98 ㎡	年1回以上
仕立物（ウバメガシ）	5 本	年1回以上
生垣大（イヌマキほか）	2,095 ㎡	年1回以上

(ウ) その他

区分	内容	数量	回数
花き取替	除草及び花殻摘（12回以上）、病虫害駆除（3回以上）、かん水（21回以上）	160 ㎡	年3回以上
病虫害駆除	病虫害の防除	1 式	随時
支障木剪定	支障木の剪定、伐採等	1 式	随時
かん水	低木等へのかん水	1 式	随時
不定か所	倒木伐採等	1 式	随時
臨時処置	高木、中低木等の応急処置等	1 式	随時

(3) 備品管理

ア 指定管理者は、広島市の備品については「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。広島市の備品を使用する上で必要となる消耗品やメンテナンスに要する経費は、指定管理者の負担とする。

イ 指定管理者による管理開始後、公園の管理運営のため備品が必要となった場合には、あらか

じめ広島市と協議のうえ、当該備品を指定管理者において購入することができる。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が2万円以上の物品をいう。

(4) 収納事務

指定管理者は、広島市と別途締結する使用料収納事務委託契約に基づき、広島市公園条例第10条に規定する使用料の収納事務を行う。

ア 使用料を収納したときは、所定の領収書（指定管理者となる団体で作成）を当該使用料の納付者に交付すること。

イ 収納した使用料を収納した日の翌日までに、広島市が交付する納付書により広島市指定金融機関又は広島市収納代理金融機関に払い込むこと。

ただし、収納した日の翌日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日、又は広島広域公園の供用日でない日（以下「休日等」という。）であるときは、その日以降において最も近い休日等でない日に払い込むこと。

(5) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

4 Jリーグサンフレッチェ広島の本拠地移転後の対応

Jリーグサンフレッチェ広島の本拠地が令和6年に完成予定の新サッカースタジアムに移転する予定であるため、このことを踏まえた有効活用策（地元団体等との連携によるイベントやスポーツ大会、コンサート等の招致等）を行うよう努めること。

5 管理の基準

有料公園施設名	供用日	供用時間
陸上競技場、第一球技場、第二球技場	1月4日から12月28日まで（木曜日（木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び同月5日を除く。）に当たるときはその前日とし、5月4日又は同月5日に当たるときは同月2日とする。）及び8月6日を除く。）	午前9時から午後9時まで
補助競技場		午前9時から午後5時まで（1月、2月、11月及び12月） 午前9時から午後6時まで（3月、4月、9月及び10月） 午前9時から午後7時まで（5月から8月まで）
テニスコート	1月4日から12月28日まで（8	午前9時から午後9時まで

	月6日を除く。)	
--	----------	--

※ 供用日、供用時間の拡大についての提案も可能である。
 現行の供用日・供用時間を超えて開場する場合の必要経費は、指定管理者の負担となる。

6 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者の負担による修繕も可能とする。

7 指定管理者の自主事業

(1) スポーツ、レクリエーション活動推進事業の実施

スポーツ、レクリエーション活動の普及・振興を図るために、公園施設を活用（年間利用調整を行った後に空いている施設を利用）し、指定管理者は自主事業を行うことができる。

また、地域と連携した事業等を企画し、中核拠点都市公園の目的を達成できる事業を行うことができる。

この自主事業は、スポーツ教室や施設全体で行うイベントであり、実施にあたっては広島市の承認が必要である。

(2) 飲食事業の実施

利用者サービスのため、レストラン及び自動販売機により飲食等を提供することができる。

〔陸上競技場 1階 レストラン 1箇所 (209.465 m²)〕

なお、陸上競技場には(株)サンフレッチェ広島が自動販売機を設置している。

(3) 経理処理

自主事業は、会計を独立させること。

(4) 使用許可等

事業の実施にあたっては、広島市公園条例に基づく使用許可申請を行い、許可を得るとともに使用料を納付すること。なお、使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

8 配置人員、研修等

(1) 管理運営職員

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は10名を標準とする。

- イ 有料公園施設の供用時には、総括責任者又は副責任者を常に1名以上配置すること。
- ウ 有料公園施設の供用時には、普通救命講習の修了証の取得者を常に1名以上配置すること。
- エ 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。
- オ 自衛消防組織の設置に当たっては、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。
- カ 第三種電気主任技術者1名を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。
- キ 業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。

(2) 総括責任者等の資格要件

公園の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、次の資格等を有する職員を配置しなければならない。

ア 総括責任者

総括責任者は、国際大会又は全国規模の大会の管理運営に携わった経験を有する者で、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定「公認スポーツ施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

イ 副責任者（統括責任者の指揮のもとでの個別施設の管理責任者）

副責任者は、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定「公認スポーツ施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

(3) 研修等

- ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
- イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。
- ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
- エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。
- オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- カ 勤務条件等については、労働関係法令等を遵守すること。

9 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

- ア 指定管理者は、毎月、事業実施報告書を作成し、広島市に提出すること。
- イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 会計帳簿の記帳

指定管理者の業務に係る収入及び支出の状況について、証拠書類に基づき、適正に会計帳簿に記帳するとともに、その保存年限は、次年度の4月1日から起算して会計帳簿については10年間、証拠書類については5年間とすること。

また、これらの関係書類については、広島市が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

- (5) 広島市が実施する業務への協力
広島市が実施する業務へ積極的に協力すること。

10 モニタリング及び業務実施状況評価

(1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリングを実施する。

(2) 業務実施状況評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う（評価については別紙1（37ページ）のとおり。）。

(3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

業務実施状況評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(4) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別紙1（37ページ）の評価基準による業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況評価の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（「10 指定の更新」参照。）の指定期間における評価結果を含むものとする。

11 更新制について（指定期間の延長について）

別紙1（37ページ）の評価基準による業務実施状況の評価結果が指定期間の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする。（通算の指定期間は最長10年間）。

12 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

13 その他

(1) 指定期間の前に行う業務

指定管理者に指定された団体は、円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう指定期間の前に以下の業務を行う。なお、当該業務に係る人件費等の経費は、指定管理者の負担とする。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 業務委託等

業務の委託等を行う際には、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の措置等の事項につ

いて、契約書に明記すること。

なお、履行確認にあたっては、日々実施する業務（清掃等）については、実施者に日々の作業報告書を提出させ、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

(3) 保険への加入

指定管理者は「広島広域公園指定管理者応募要領」及び本仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

(4) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに係る指定管理者であった団体の人件費等の経費は、指定管理者の負担とする。（引継期間：令和4年1月中旬～令和4年3月31日）

(5) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(7) 光熱水費

電気及び水道料金等の光熱水費は、指定管理者が支払うこと。

なお、電力供給に関し、平成11年5月に電気事業法が改定され、平成12年3月から使用する電気の小売が自由化されたことに伴い、既存の電力会社や特定規模電気事業者の間で競争が可能となっているので、広島広域公園で使用する電気の需給に関する契約については、適切な契約を行うこと。（広島広域公園 受電電圧6千ボルト。現在の電力需給に関する仕様書は別表6（36ページ）のとおり）

(8) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、広島市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6月1日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して広島市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。